

平成 2 6 年 第 1 回 定 例 会  
群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会  
会 議 録

会 期

平成 2 6 年 2 月 1 3 日

群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成26年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	
日程第5 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関 する条例の一部を改正する条例について	
以上2議案の一括上程	4
提案理由の説明 梅澤事務局長	4
日程第6 議案第3号 平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第2号）	
日程第7 議案第4号 平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
以上2議案の一括上程	6
提案理由の説明 清水広域連合長	6
提案理由の詳細説明 梅澤事務局長	6
日程第8 議案第5号 平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	
日程第9 議案第6号 平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	
以上2議案の一括上程	10
提案理由の説明 清水広域連合長	10
提案理由の詳細説明 梅澤事務局長	11
日程第10 議案第7号 訴えの提起について	15

	提案理由の説明 清水広域連合長	15
	提案理由の詳細説明 梅澤事務局長	16
日程第11	同意第1号 公平委員会の委員の選任について	17
	提案理由の説明 清水広域連合長	17
	閉会	18
	会議録署名議員	19
参考資料		
	議案等審議結果一覧表	23



## 平成26年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成26年2月13日（木曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第4号 平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第5号 平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第9 議案第6号 平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議案第7号 訴えの提起について

日程第11 同意第1号 公平委員会の委員の選任について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

◎出席議員（17名）

1番 岡田行喜	2番 石塚武
3番 小野里桂	4番 石川徹
5番 相沢崇文	6番 小松光一
7番 小暮広司	8番 大竹政雄
9番 岡村一男	10番 入内島英明
11番 山田朱美	12番 佐々木功

13番 伊藤 清  
16番 石井 輝雄  
18番 藤井 富夫

14番 古田島 和茂  
17番 竹内 良太郎

◎欠席議員（2名）

15番 近藤 保  
19番 富塚 基輔

◎説明のため出席した者

広域連合長	清水 聖義	副広域連合長	宮前 歙十郎
事務局長	梅澤 正則	事務局次長	深澤 雅彦
管理課長	長谷川 隆史	給付課長	小澤 徹行
会計課長	今泉 和之		

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	利根川 貴一	議会書記	田中美重
議会書記	手島 知則	主幹	栗原 茂樹
主幹	宮田 裕史	主幹	星野 誠人
主幹	齋藤 邦晴	主幹	須賀 裕次郎

---

◎開 会

午後1時33分

○ 議長（伊藤清君）

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成26年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました第1号のとおりであります。

---

◎開 議

○ 議長（伊藤清君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、15番近藤保議員、19番富塚基輔議員であります。

---

### ◎諸般の報告

○ 議長（伊藤清君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（田中美重君）

平成25年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。選挙区分14、甘楽町の吉田恭一議員、選挙区分16、片品村の高橋正治議員、選挙区分17、明和町の関根慎市議員が辞職されましたので、失職となりました。また、選挙区分14、南牧村の石井輝雄議員、選挙区分16、昭和村の藤井富夫議員、選挙区分17、明和町の富塚基輔議員が当選されました。

次に、監査委員から、平成25年6月から平成25年11月までの現金出納検査の結果報告及び平成24年度定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。以上でございます。

---

### ◎議席の指定

○ 議長（伊藤清君）

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議会議員の議席については、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○ 議長（伊藤清君）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、8番大竹政雄議員、9番岡村一男議員、以上の2名を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○ 議長（伊藤清君）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決まりました。

---

#### ◎ 条 例 議 案 の 上 程

○ 議長（伊藤清君）

次に日程第 4、議案第 1 号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」及び日程第 5、議案第 2 号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（梅澤正則君）

ただいま一括上程となりました、議案第 1 号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」及び議案第 2 号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の 2 議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 1 ページ、議案第 1 号でございますが、別冊説明資料 1 ページをご覧ください。

これは、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、国から交付される後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金による基金を造成して、平成 26 年度においても、引き続き、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の負担軽減策を実施できるようにするため、改めるものでございます。

主な内容といたしましては、第 6 条の基金を処分できる場合について、まず、第 1 号で、引き続き被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減を実施できるようにするため、平成 26 年度における均等割額の 9 割軽減のための財源に充てる場合を規定するものでございます。

次に、同条第 6 号では、所得の低い被保険者に係る均等割の 8.5 割軽減を実施できるようにするため、平成 26 年度における保険料の軽減のための財源に充てる場合を規定するものでございまして、いずれも、後期高齢者医療に関する条例の改正に合わせ、改正するものでございます。施行期日は、公布の日からといたします。

次に、議案書 2 ページ、議案第 2 号でございますが、別冊説明資料 4 ページをご覧ください。

これは、後期高齢者医療制度におきましては、法律で、保険料率は概ね 2 年を通じて



財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされていることから、平成26年度及び27年度の保険料率を定めるとともに、制度の円滑な運営を図るため、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置の継続を実施し、厚生労働省として新たに被保険者均等割軽減対象を拡充する方針とされていることから、被保険者の負担増加を抑制するために所要の改正をするものでございます。

また、不均一地区に対する経過的調整率に関しては、制度開始から規定期間である6年を経過することから、特定市町村に対する特例に関する改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、平成26年度及び27年度の保険料率につきまして、所得割率を8.60%に、被保険者均等割額を4万3,600円に、賦課限度額を57万円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、この保険料率の算定につきましては、事前に説明させていただいたとおりでございますので、ご了承ください。

このほか、平成26年度においても現行の軽減措置を継続し、また、所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額において、5割軽減、2割軽減の対象を拡充し、被保険者の負担増加を抑制するための改正でございます。不均一地区に対する経過的調整率に関しては、先ほど申し上げましたとおり、所要の改正をするものでございます。施行期日は、平成26年4月1日からといたします。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（伊藤清君）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。はじめに、議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（伊藤清君）

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（伊藤清君）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎補正予算議案の上程

○ 議長（伊藤清君）

次に、日程第6、議案第3号「平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第7、議案第4号「平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

ただいま一括上程となりました、議案第3号「平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号」及び議案第4号「平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書、7ページでございます。

まず、議案第3号でございますが、平成25年度歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ704万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億405万6千円といたしたいというものでございます。

次に、21ページでございます。議案第4号でございますが、平成25年度歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ37億628万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,080億9,261万2千円といたしたいというものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明をしていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（伊藤清君）

事務局長。

○ 事務局長（梅澤正則君）

まず議案第3号「平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号」について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、8ページと9ページ、「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。

平成25年度歳入歳出予算の総額1億1,110万1千円から、歳入歳出それぞれ704万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億405万6千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

14ページと15ページをご覧ください。それでは、歳入の主なものについて、ご説明いたします。

1款1項1目「市町村負担金」は、規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、決算見込みにより、1,568万6千円の減額となるものでございます。

7款1項1目「預金利子」は、歳計現金に係る金融機関等への利子でございまして、資金運用等によりまして、880万4千円を追加するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

16ページと17ページをご覧ください。歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、2款1項1目「一般管理費」でございしますが、事務局運営に係る一般管理的経費について、決算見込みにより、675万6千円を減額するものでございます。

4款1項1目「財政調整基金積立金」は、財政調整基金に係る預金利子を積み立てるものでございます。

2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」は、後期高齢者医療制度臨時特例基金に係る預金利子を積み立てるものでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第4号「平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、22ページと23ページ、「第1表歳入歳出予算補正」をご覧ください。

平成25年度歳入歳出予算の総額2,117億9,889万6千円から、歳入歳出それぞれ37億628万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,080億9,261万2千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。

28ページと29ページをご覧ください。それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款「市町村支出金」でございます。1項1目「事務費負担金」は、広域連合規約に

定める共通経費を構成市町村からご負担いただくものでございますが、歳出1款のうち「一般管理費」などの共通経費の減額により、1,233万8千円の減額となるものでございます。

次に、2目「保険料等負担金」は、市町村が徴収した保険料のほか、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金でございますが、被保険者の伸びが見込みを上回ったことなどによりまして、8,902万1千円を追加するものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。

国からの交付決定通知等による決算見込みにより、1項1目「療養給付費負担金」は、11億9,984万7千円の減額、2目「高額医療費負担金」は、7,265万1千円の追加となるものでございます。

2項1目「調整交付金」は、2億5,748万7千円の追加となります。内訳は、普通調整交付金が、決算見込みにより2億5,076万3千円の追加、特別調整交付金が、人間ドック助成事業に関する費用に対する補助等により、672万4千円の追加となるものでございます。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、424万円の減額となります。内訳は、特別高額医療費共同事業費補助金が、439万5千円の減額、保険者機能強化事業費補助金が、15万5千円の追加となることによるものでございます。

続きまして3款「県支出金」でございます。

1項1目「療養給付費負担金」は、3億9,994万9千円の減額、2目「高額医療費負担金」は、7,265万1千円の追加となるものでございます。

30ページと31ページをご覧ください。続きまして4款「支払基金交付金」でございますが、歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、27億6,047万1千円の減額となるものでございます。

続きまして5款「特別高額医療費共同事業交付金」でございますが、1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金の決算見込みにより、277万3千円の追加となるものでございます。

続きまして6款1項1目「利子配当金」でございますが、医療給付費等準備基金に係る預金利子の決算見込みにより、223万4千円の追加となるものでございます。

続きまして7款2項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」でございますが、これは後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料収入の剰余分を積み立てました医療給付費等準備基金から、医療給付等に充てるために繰り入れとなるもので、2億788万1千円の減額となるものでございます。

2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」は、平成25年度における低所得者の保険料軽減分等の財源として繰り入れるものでございますが、軽減に係る対象者数の見込みにより再計算した結果、2億2,124万9千円の追加となるものでございます。

32ページと33ページをご覧ください。続きまして10款2項2目「第三者納付金」でございますが、これは交通事故など第三者の行為によって生じた傷病等について被保険者が治療を受けた場合、広域連合が負担した医療費について当該事故の加害者等の第三者から納付されるものでございまして、1億円の追加となるものでございます。

3目「返納金」は、診療報酬の請求誤りによる後期高齢者医療診療報酬の返還金等でございます。5,748万5千円の追加となるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

34ページと35ページをご覧ください。歳出につきましては、主なものをご説明申し上げます。

まず、1款1項1目「一般管理費」でございます。特別会計の運営に係る一般管理的経費については、決算見込みにより、1,250万1千円の減額となるものでございます。

補正の内訳の主なものとしては、13節の委託料における、広域連合システム保守・運用・機器撤去委託料の減額等によるものでございます。

次に、2款1項1目「療養給付費」及び2目「訪問看護療養費」につきましては、これまでの給付実績から決算を見込みまして、それぞれ、38億5,042万1千円の減額、7,960万8千円の追加となるものでございます。

38ページと39ページをご覧ください。9款「予備費」は、不当利得の返還に関する供託金が見込まれる可能性があることから、5,000万円の追加となるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（伊藤清君）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。はじめに、議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（伊藤清君）

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（伊藤清君）

起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 予算議案の上程

○ 議長（伊藤清君）

次に、日程第8、議案第5号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第9、議案第6号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、以上の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

ただいま一括上程となりました、議案第5号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第6号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書、43ページでございます。

まず、議案第5号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ13億2,785万9千円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、主に議会や事務局運営に係る予算を計上してありますが、歳入の中心が構成市町村からの負担金でございますので、市町村の負担を考慮し、極力経費の節減に努めるなど、費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

次に、議案書65ページをご覧ください。議案第6号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。第1条は、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ2,146億2,463万2千円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、100億円と定めるものでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を、一般会計とは区別して設けているものでございます。

歳入では、市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約5割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約4割、市町村支出金に含まれておりますが、被保険者からの保険料が約1割となっております。歳出は、医療機関への保険給付費が主なものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明をしていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（伊藤清君）

事務局長。

○ 事務局長（梅澤正則君）

議案第5号「平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。予算書に基づきまして、ご説明いたします。

お手元の議案書の44ページ及び45ページをご覧ください。「第1表歳入歳出予算」でございます。

平成26年度一般会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ13億2,785万9千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。50ページ及び51ページをご覧ください。

1款「分担金及び負担金」は規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、9,538万5千円でございます。

2款「国庫支出金」でございますが、1項1目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、これまで国の補正予算により財源が措置されていた後期高齢者医療の保険料軽減特例措置に係る経費について、国の平成26年度当初予算案で措置されることとなったため、広域連合でも当初予算で要求するものでございます。

内容といたしましては、所得の低い被保険者に対する均等割の8.5割軽減並びに9割軽減、所得割の5割軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割の9割軽減に係る財源として、広域連合に基金を造成するための交付金で、12億2,897万3千円でございます。

2款「国庫支出金」のうち「国庫負担金」及び52ページの「県支出金」は、保険料の不均一賦課に係る負担金でしたが、平成25年度で制度が終了になりました。

次に歳出でございます。54ページ及び55ページをご覧ください。

まず、1款「議会費」は87万2千円で、議員19名の報酬、費用弁償及び、議会開

催時の会場使用料等でございます。

次に２款１項１目「一般管理費」でございます。広域連合を運営するための一般管理的な経費９，０１０万８千円を計上してございます。内訳の主なものでございますが、１４節の建物賃借料７５０万３千円は広域連合事務局の事務室賃借料と遠距離通勤となる職員の宿舎１戸分の経費でございます。

５６ページ及び５７ページをご覧ください。

１９節の市町村負担金では、市町村職員人件費負担金９名分が７，２６０万円でございます。なお、その他の１８名分の人件費につきましては、業務勘定として特別会計に措置してございます。その他、会計管理費、公平委員会、選挙管理委員会及び監査委員などに係る経費の所要額を措置いたしております。

５８ページ及び５９ページをご覧ください。

３款１項２目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」は、歳入でご説明した「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」及び基金利子を積み立てるもので、１２億２，９３７万３千円でございます。

６款「予備費」は前年度同額の５００万円を措置してございます。

「民生費」は保険料の不均一賦課に係る国及び県からの負担金を特別会計に繰り出すものでしたが、平成２５年度で制度が終了になりました。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第６号「平成２６年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

６６ページ及び６７ページをご覧ください。「第１表歳入歳出予算」でございます。

平成２６年度特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ２，１４６億２，４６３万２千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内訳につきまして、事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。７２ページ及び７３ページをご覧ください。

１款「市町村支出金」でございます。１項１目「事務費負担金」６億４，１３２万９千円は、特別会計における保険料の充当対象事業以外の一般管理的経費に係る市町村負担金の共通経費分でございます。

２目「保険料等負担金」１９１億６，７９７万２千円は、市町村で徴収した保険料１５０億９４１万７千円のほか、所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の軽減賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金４１億５，８５５万５千円でございます。

３目「療養給付費負担金」１６８億２，１４７万５千円は、療養給付に要する費用等



の額の12分の1を、市町村において負担するものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」504億6,442万3千円は、療養給付費等の12分の3を、国において負担するものでございます。

2目「高額医療費負担金」7億6,388万5千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1を、国において負担するものでございます。

2項1目「調整交付金」185億541万6千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、療養給付費等の12分の1を、財政力に応じて交付するものでございます。

2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1億9,307万2千円は、広域連合が実施する健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。

74ページ及び75ページをご覧ください。

続きまして、3款「県支出金」でございます。1項1目「療養給付費負担金」168億2,147万5千円は、療養給付費等の12分の1を、県において負担するものでございます。

2目「高額医療費負担金」7億6,388万5千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1を、県において負担するものでございます。

4款「支払基金交付金」877億4,600万7千円は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する若年層からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に対し交付するものでございます。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」2,608万3千円は、1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金でございます。

76ページ及び77ページをご覧ください。続きまして、7款「繰入金」でございます。

1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」10億1,654万4千円は、年度間の財源の調整を図り、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため設置しております後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。平成26・27年度における保険料の上昇抑制を図った結果、平成26年度において不足する保険料相当分の財源として、基金から取り崩し補填するものでございます。

2目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」15億1,075万1千円は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成した基金からの繰り入れを行うものでござ

ざいます。

「一般会計繰入金」は、一般会計で受け入れた保険料の不均一賦課に係る国及び県の負担金を特別会計に繰り入れるものでしたが、平成25年度で制度が終了になりました。

78ページ及び79ページをご覧ください。

10款2項2目「第三者納付金」1億8,000万円は、交通事故などによって生じた傷病等について、当該事故の加害者等の第三者から納付されるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

80ページ及び81ページをご覧ください。歳出につきまして、ご説明申し上げます。まず、1款1項1目「一般管理費」でございますが、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など一般管理的経費、6億4,648万3千円を計上してございます。内訳の主なものといたしまして、12節の通信運搬費5,603万1千円は被保険者に対する医療費のお知らせやジェネリック医薬品の差額通知、広域連合電算システムの回線利用料等に係る経費でございます。13節の委託料3億6,905万4千円は、被保険者証等の作成、レセプト点検並びに広域連合電算システムの運用保守及び改修等に係る経費でございます。19節の市町村負担金1億2,670万円は、特別会計に係る市町村職員人件費負担金18名分でございます。

次に2款「保険給付費」2,128億9,151万6千円は、被保険者の療養の給付に要する費用等、次に82ページになりますが、レセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料、高額療養費並びに葬祭費等でございます。

3款「財政安定化基金拠出金」9,495万6千円は、保険料の未納や給付増等による広域連合財政への影響に対処するための基金を国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出して、県に設置するものの広域連合負担分でございます。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」2,623万4千円は、400万円を超える著しく高額な医療費について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。

続きまして、5款「保健事業費」でございます。1項1目「健康診査費」8億3,174万5千円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。

84ページ及び85ページをご覧ください。

2目「その他健康保持増進費」7,633万5千円は、重複・頻回受診者への訪問指導、市町村の実施する人間ドック事業や肺炎球菌ワクチン予防接種事業の助成等に係る経費でございます。

8款1項1目「保険料還付金」3,032万3千円につきましては、市町村において過年度に納付された保険料の還付が発生した場合に、還付金を支出するものでございます。

9款「予備費」1,000万円につきましては、保険料対象経費等について、予算外の支出を必要とした場合に備えるもので前年度同額でございます。

歳出につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（伊藤清君）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。はじめに、議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（伊藤清君）

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（伊藤清君）

起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 訴えの提起の上程

○ 議長（伊藤清君）

次に、日程第10、議案第7号「訴えの提起について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

ただいま上程されました、議案第7号「訴えの提起について」ご説明申し上げます。

お手元の議案書、88ページ及び89ページでございます。

本件は、不当利得の返還及び損害賠償の請求に関し、訴えを前橋地方裁判所に提起す

るため、地方自治法の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

訴えの当事者でございますが、原告が、本広域連合でございます。

被告につきましては、高崎市天神町136番地、医療法人井草会及びその代表者であります井草直樹の両名でございます。

訴えの趣旨でございますが、医療法人井草会が不適正に受給した診療報酬の返還を求めるため、医療法人井草会に対して不当利得返還訴訟を提起し、その代表者である井草直樹に対しては、同一金額の損害賠償を求める訴えを提起するものであります。

返還請求金額は、8,009万6,514円でございます。

なお、事件の概要につきましては、事務局から説明をさせますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（伊藤清君）

事務局長。

○ 事務局長（梅澤正則君）

議案第7号「訴えの提起について」、事件の概要についてご説明いたします。

本件は、関東信越厚生局が行う適時調査によって発覚したケースでございます。

適時調査とは、医療機関が診療報酬を医療保険に請求する際に、基準どおりに正しい金額で請求しているかを、医療機関に出向いて調査するものであります。

この調査により、医療法人井草会が、誤った請求を行っていることが判明いたしました。その指摘に基づきまして、同医療法人が自主的に調査を行いましたところ、平成20年12月から平成23年9月にかけて、診療報酬を過大に受給していたことが判明いたしました。

過大に受給した診療報酬は、合計で約8千万円にのぼります。

同法人は当初、この過大に受給した分を全額自主返納する意向を示しておりましたが、返還額が高額であることから、その後、代理人である弁護士を立てまして、当広域連合に対して、債務のうち約6千万円の一部免除又は40年の長期にわたる分割返済等を要求してまいりました。

本広域連合といたしましては、債務免除には一切応じる考えはございません。また、院長が70歳と高齢で、後継者もないという現状から、法人側が要求する長期分割返済では、債権の全額回収は見込めないと判断いたしました。

そのため、平成25年11月26日付で、全額一括返還を求める請求を行いました。

しかし、その請求に同法人が応じなかったため、12月25日付で督促を行いました。納付期限を経過してもなお返還されないことから、訴えを提起するものであります。

なお、不適正な請求を行った事務員に対する「代理監督者責任」が認められることから、債務者である医療法人とともに、その代表者である井草直樹についても、あわせて

被告といたします。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（伊藤清君）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（伊藤清君）

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎公平委員会の委員の選任

○ 議長（伊藤清君）

次に、日程第11、同意第1号「公平委員会の委員の選任について」を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義君）

ただいま上程されました同意第1号「公平委員会の委員の選任について」説明を申し上げます。お手元の議案書、90ページでございます。広域連合公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て選任することとされております。現在、広域連合公平委員会委員であります川崎弘氏が、平成26年3月26日をもちまして任期満了となりますので、後任の委員といたしまして、人格が高潔で、人事行政に関し幅広い識見を有しております、柳敏明氏を、広域連合公平委員会委員に選任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（伊藤清君）

ただいま、提出者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（伊藤清君）

ご異議なしと認めます。よって、本案はこれを同意することに決しました。

○ 議長（伊藤清君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

---

◎閉 会

○ 議長（伊藤清君）

これをもちまして、平成26年群馬県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午後2時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年2月13日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 伊 藤 清

副 議 長 竹 内 良太郎

議 員 大 竹 政 雄

議 員 岡 村 一 男





## 参 考 资 料



議案等審議結果一覧表

【会期 平成26年2月13日（木） 1日間】

事件番号	件名	審議結果
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第3号	平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第4号	平成25年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第5号	平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
議案 第6号	平成26年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案 第7号	訴えの提起について	原案可決
同意 第1号	公平委員会の委員の選任について	原案同意 柳 敏明